

近代日本の都市体系

阿部 和俊

- I. はじめに
- II. 3業種の企業数の推移と業界をとりまく環境・政策の変遷
- III. 3業種からみた都市の盛衰と都市体系の変遷
- IV. 県庁所在都市の台頭と政策の影響
- V. おわりに

I. はじめに

本稿は拙著¹⁾をもとに歴史地理学会大会(2011年6月26日 於山口大学)で報告した内容をまとめたものである。同書は、銀行支店網の変遷、電灯電力供給区域の変遷、新聞社通信局網の変遷、製造業企業の支所配置の変遷の4つの視点から20世紀前半を対象に日本の都市体系の変遷を分析したものである。これらの4業種から分析を行うということは、金融・エネルギー・情報・生産を担当する業種から近代日本の都市体系を分析することでもあった。

今回の発表では、前三者を取り上げて報告を行った。今回の報告では製造業企業の支所配置は取り上げていない。この点については森川のコメントも踏まえて別に見解を述べることにする。

II. 3業種の企業数の推移と業界をとりまく環境・政策の変遷

(1) 企業数の推移

図1・2・表1は本稿の対象期間における銀行数・電灯電力会社数・日刊普通新聞社数を示したものである。3業種はいずれも江戸時代にはみられず、明治時代になって登場した。この点において近代日本を象徴するものと言えるだろう。3つの業種には共通点がある。それは3業種とも初期においては企業数が増加し、やがて減少していることである。初期において企業数が増えたということは、

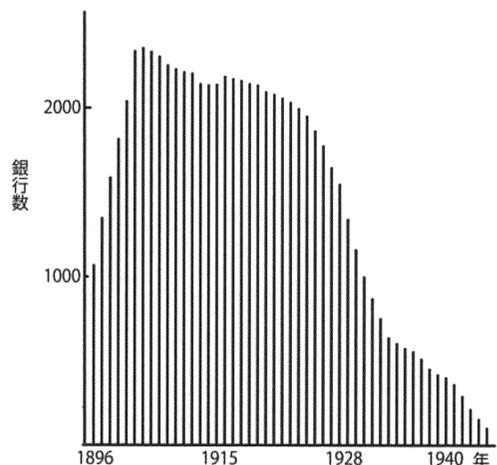


図1 銀行数の推移

資料：後藤新一『本邦銀行合同史』1968 pp.494~499

キーワード：都市体系, 県庁所在都市, 県知事

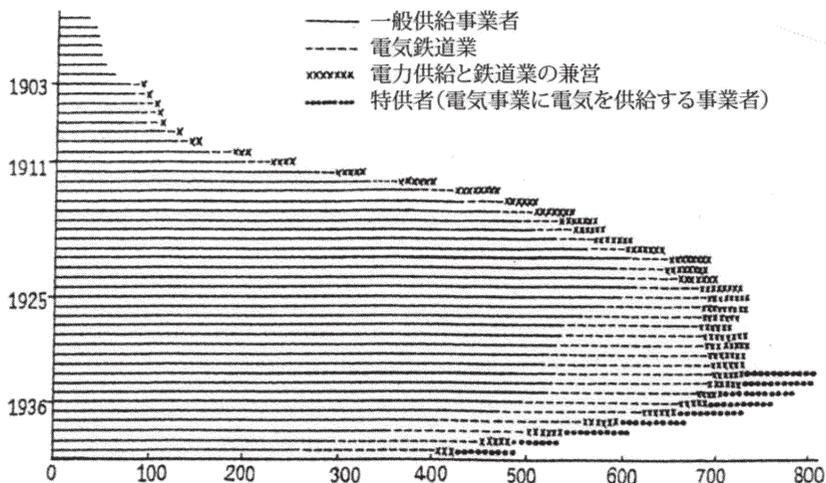


図2 電気事業者数の推移

資料：『電力百年史』

普及したということの意味しているが、やがて減少したということは何らかの理由により企業が整理あるいは合同されていったことを意味している。そのことは地域や都市にはどのような意味をもっていたのか。この指摘が本稿の目的である。

(2) 銀行数の推移と政策の変遷

わが国の銀行は1872年の国立銀行条例により始まる。1876年には三井銀行が設立され、普通銀行も営業を開始した。1900年前後には各種特殊銀行が整備される一方、普通銀行も急増して1901年に銀行数は最多となる。しかし、多くの銀行は経営基盤が脆弱だったため、不景気や恐慌のたびに特に地方の小銀行は破綻したり解散廃業をしたりした。

1920年代に入ると日本は第一次世界大戦の反動恐慌に見舞われる。少数の大銀行を除くと多くの銀行の業績は悪化した。特に、地方小銀行の経営の悪化は著しく、このことが政府による銀行合同政策を一層推し進めることになった。銀行の合同は1927年の金融恐慌を機に決定的に進み、翌1928年の新銀行法²⁾の

実施によって銀行合同は急激に進展する。この頃1県1行主義の考えが登場する³⁾。1940年には、さらに銀行数は減少して全国でわずかに362行となった。これは1901年の15分の1である。

(3) 電灯電力会社数の推移と政策の変遷

わが国において電気事業を初めて行った会社は東京電灯株式会社であり、1886年7月のことである。初期において電気は一般国民にとっては贅沢品であったが、清潔であり、力強いエネルギーであるため次第に普及する。

電気事業者数は1920年代後半にやや停滞するものの、1933年までほぼ一貫して増加を続ける。この間、企業合同や事業譲渡が繰り返行われているが、1924年まではそれらによって減少するよりも、新規開業の数の方が上回っていた。

上述したように、わが国の電気事業は1887年の東京電灯株式会社による電力供給によって始まる。以来、斯業は隆盛していくわけだが、政府の当初の態度は取り締り的であった。しかし、やがて保護育成という姿勢にか

表 1 1920～1942年における日刊普通新聞社数と本社所在都市数の推移

	1920	1925	1929	1932	1935	1938	1942
北海道	35 (13)	54 (16)	64 (16)	77 (18)	80 (18)	62 (18)	1
青森	4 (3)	9 (3)	9 (3)	12 (3)	15 (5)	11 (4)	1
岩手	4 (2)	4 (3)	11 (5)	13 (5)	13 (6)	14 (6)	1
宮城	4 (2)	10 (4)	17 (6)	18 (6)	17 (5)	16 (5)	1
秋田	9 (2)	6 (3)	5 (3)	5 (3)	5 (4)	7 (4)	1
山形	11 (4)	14 (5)	15 (5)	15 (5)	12 (5)	11 (5)	1
福島	8 (4)	12 (4)	19 (7)	21 (7)	24 (6)	28 (8)	1
茨城	4 (3)	8 (3)	9 (4)	8 (3)	9 (3)	9 (4)	1
栃木	3 (1)	5 (1)	9 (3)	11 (3)	15 (4)	10 (4)	1
群馬	6 (3)	6 (3)	16 (4)	15 (5)	15 (5)	13 (5)	1
埼玉	2 (1)	5 (1)	6 (1)	8 (3)	11 (4)	12 (5)	1
千葉	2 (1)	2 (1)	7 (1)	10 (4)	14 (5)	12 (5)	1
東京都	121 (1)	118 (1)	170 (1)	194 (1)	234 (1)	238 (1)	11 (1)
神奈川県	18 (2)	16 (2)	22 (4)	19 (9)	17 (4)	20 (4)	1
新潟	16 (8)	20 (8)	22 (9)	23 (9)	21 (9)	20 (8)	1
富山	7 (3)	10 (3)	10 (3)	7 (2)	8 (2)	6 (2)	1
石川	7 (1)	8 (1)	8 (1)	8 (1)	8 (1)	10 (1)	1
福井	12 (4)	12 (5)	17 (5)	15 (5)	14 (5)	12 (4)	1
山梨	8 (1)	10 (1)	6 (1)	9 (2)	6 (1)	7 (1)	1
長野	21 (8)	31 (12)	38 (12)	41 (13)	39 (13)	38 (11)	1
岐阜	14 (3)	16 (3)	18 (3)	16 (3)	14 (3)	12 (3)	1
静岡	10 (4)	14 (4)	33 (9)	35 (6)	51 (7)	56 (7)	1
愛知県	33 (5)	56 (8)	65 (8)	74 (8)	83 (8)	61 (6)	5 (5)
三重	19 (8)	26 (9)	19 (9)	25 (10)	23 (10)	16 (10)	1
滋賀	8 (2)	12 (2)	18 (5)	21 (3)	23 (4)	17 (4)	1
京都	24 (2)	28 (4)	26 (6)	40 (7)	38 (6)	33 (6)	1
大阪	40 (1)	66 (1)	69 (1)	86 (1)	89 (1)	90 (1)	4 (1)
兵庫県	21 (4)	41 (5)	43 (6)	39 (6)	51 (5)	48 (4)	1
奈良	5 (1)	10 (2)	6 (3)	6 (3)	10 (3)	9 (3)	1
和歌山	14 (5)	16 (7)	17 (8)	23 (8)	18 (8)	18 (8)	1
鳥取	3 (2)	6 (3)	4 (3)	5 (3)	4 (3)	4 (3)	1
島根	2 (1)	2 (1)	3 (1)	3 (1)	3 (1)	2 (1)	1
岡山	6 (2)	7 (3)	10 (3)	10 (4)	11 (4)	10 (4)	1
広島	12 (4)	18 (4)	19 (4)	20 (4)	18 (4)	18 (4)	1
山口	7 (4)	15 (4)	24 (5)	18 (10)	27 (8)	17 (6)	1
徳島	5 (1)	3 (1)	3 (1)	2 (1)	4 (1)	3 (1)	1
香川	4 (1)	3 (1)	2 (1)	2 (1)	2 (1)	2 (1)	1
愛媛	7 (3)	14 (3)	23 (5)	15 (6)	20 (8)	17 (6)	1
高知	5 (1)	5 (1)	2 (1)	3 (1)	4 (1)	4 (1)	1
福岡	40 (11)	46 (13)	59 (13)	71 (14)	67 (15)	40 (11)	1
佐賀	5 (2)	9 (2)	7 (2)	11 (2)	11 (2)	4 (2)	1
長崎	15 (5)	17 (5)	21 (6)	17 (3)	13 (3)	10 (4)	1
熊本	5 (1)	8 (1)	10 (1)	8 (1)	8 (2)	6 (1)	1
大分	6 (2)	18 (5)	26 (7)	28 (6)	29 (5)	32 (1)	1
宮崎	2 (1)	2 (1)	5 (3)	9 (3)	15 (7)	12 (5)	1
鹿児島	4 (2)	5 (2)	5 (2)	5 (3)	4 (3)	5 (3)	1
沖縄	5 (1)	3 (1)	3 (1)	3 (1)	5 (1)	6 (1)	1
計	623 (154)	826 (176)	1,020 (211)	1,124 (226)	1,222 (230)	1103 (211)	65

() 内は本社所在都市数。各年とも12月末日の状況。

資料：『大日本帝国内務省統計報告』、『新聞総覧』

わる。具体的な施策は1911年に公布された電気事業法である。この法律は若干監督的色合いもあるが、基調は事業者の利便を図ることに置かれていた。これにより斯業は大いに隆盛するが、他の産業同様、好不況の与える影響は大きかった。電力というものの性格上、とくに産業界の動向は敏感に反映した。戦争景気による発展、そして戦争の終結に伴う反動恐慌による打撃という図式は他産業と同じである。その最初の試練が日露戦争後の不況であった。これによって早くも企業の倒産、合同、買収がみられたが、他方においては、大規模水力発電の開発に代表される技術の進歩が大量の電力生産を可能にした。そのことは不況をのりきった企業にとっては、より一層の需要家の開拓を迫られることを意味した。あるいは他社との需要家争奪戦を展開せねばならないことを意味した。また、そのことは一方において電灯の普及速度を早めるという効果をもたらしたのである。

第一次世界大戦による好況は他産業にもまして斯業には大きく作用し、最重要産業部門に成長していったが、しかし、戦後の不況は日露戦争後のそれとは比較にならぬほど大きく深刻であった。電力は過剰となり、事業者は激しい競争を迫られ、合同・吸収による事業集中が以前にも増して進展するのである。

(4) 新聞社数の推移と政策の推移

近代的な新聞(社)は明治時代になって登場するが、この当時、なかには新聞(社)というにはほど遠いような規模と内容でしかないものも数多くみられた。当初の新聞は少数の例外を除いて政論を掲載することを目的にして生まれ、また政党の機関紙的な性格をもったものが多かった。具体的な分析に入る前に、第二次世界大戦前の新聞業と国の新聞政策について要約する。

表1は1920～1942年における道府県別の日刊普通新聞発行数と新聞社の本社の置かれて

いた都市数の推移を示したものである。1920年において、有償の日刊紙は623を数え、以後順調に増加したことがわかる。しかし、1930年代に入ると、その増加にもかげりがみえ始める。1935年には、新聞社数は1,222にまで達するものの、この年を頂点にして減少し始め、1938年には1,103になる。1932～1935年の3年間では、わが国全体でわずかに98の増加にすぎなかったうえ、16もの県においてその数は減少をみた。さらに、1935～1938年においては、ついにわが国全体でその数は119の減少をみた。わずかに11府県でのみ微増しただけで、他はすべて減少あるいは現状維持にとどまっている。

そして、1940年代に入って一気にその数は減少する。この変化は国策によってもたらされたものであるが、ここで注目しておきたいことは1935～1938年の変化にみられるように、1930年代の後半には、既に日刊普通新聞社数は減少を始めていたということである。そのことは国策としての新聞統合政策が登場してきたときに、その遂行を可能にする素地ができていたことを予測させる。1942年には東京府、大阪府、愛知県を除いて1県1紙に統合されてしまうが、このときに成立した新聞がほぼ現在にみられるわが国の諸新聞の基礎となっている。

さてここで斯業に対する国策の推移を簡単に要約する。わが国の新聞政策は、元来「届出主義」であった。為政者の基本姿勢は、勝手に発行させておいて、不良なものが出てくればその時点で処分するというものであった。しかし、軍部の力が強くなり、言論報道に対する取り締りは厳しくなる。その最たるものは1938年5月の国家総動員法であり、これに基づいて1941年には新聞紙等掲載制限令、新聞事業令などの勅令が出された。1938年には新聞用紙制限令が出され、1940年には内閣直属の新聞用紙統制委員会が設立されて、新聞の整理統合が始まった。このときに各県の地方

長官が指導的役割を果たすのであるが、これについては具体例を示しつつ後述する。

Ⅲ. 3業種からみた都市の盛衰と都市体系の変遷

Ⅱで見てきたように、本稿で取り上げる3業種は草創期・発展期・整理統合期という共通した歩みをしてきた。そこには、業界固有の事情・社会の変化・国策の影響があった。

都市地理学としてこれらの問題を取り上げる時には、上述のような諸相が都市の盛衰や都市体系の変遷にどのように関係しているのかということがポイントとなる。その場合、業種による差異があるため、分析視点もそれぞれ異なる。銀行については、本店と支店の

位置関係(支店網)の分析が中心となり、電灯電力会社については、電灯電力供給区域の分析が中心となり、新聞社については通信局網の分析が中心となる。また、いずれの業種においても都市の盛衰、とりわけ中心的な都市として成長していく都市の分析が中心となる。

(1) 銀行支店網の変遷

銀行は全国的に支店網を展開しているものと主に県域内に支店網を展開しているものとに分けられるが、ここでは後者の銀行を取り上げる。

図3・4は1915年と1940年の各県の支店網を示したものである。○印は銀行の本店所在地を示している。1つの都市に複数の銀行が

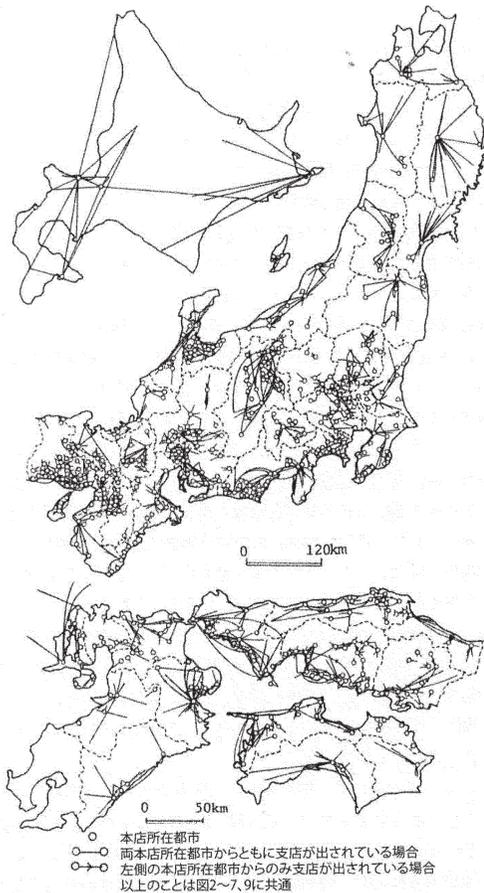


図3 1915年における各県の支店網

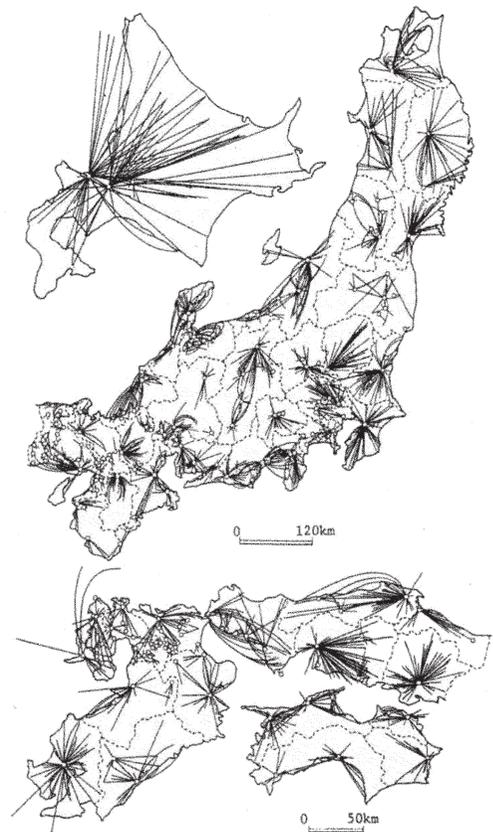


図4 1940年における各県の支店網(凡例は図3に同じ)

本店を置いていても○印は1つである。

これら2枚の図を見ると①銀行の本店があった都市の数は減少している。②残った本店所在都市は支店網を拡充させている。③多くの県において支店網を拡充させているのは

県庁所在都市である、といったことを指摘できる。

(2) 電灯電力供給区域の変遷

図5・6は1925年と1936年の電灯電力供給

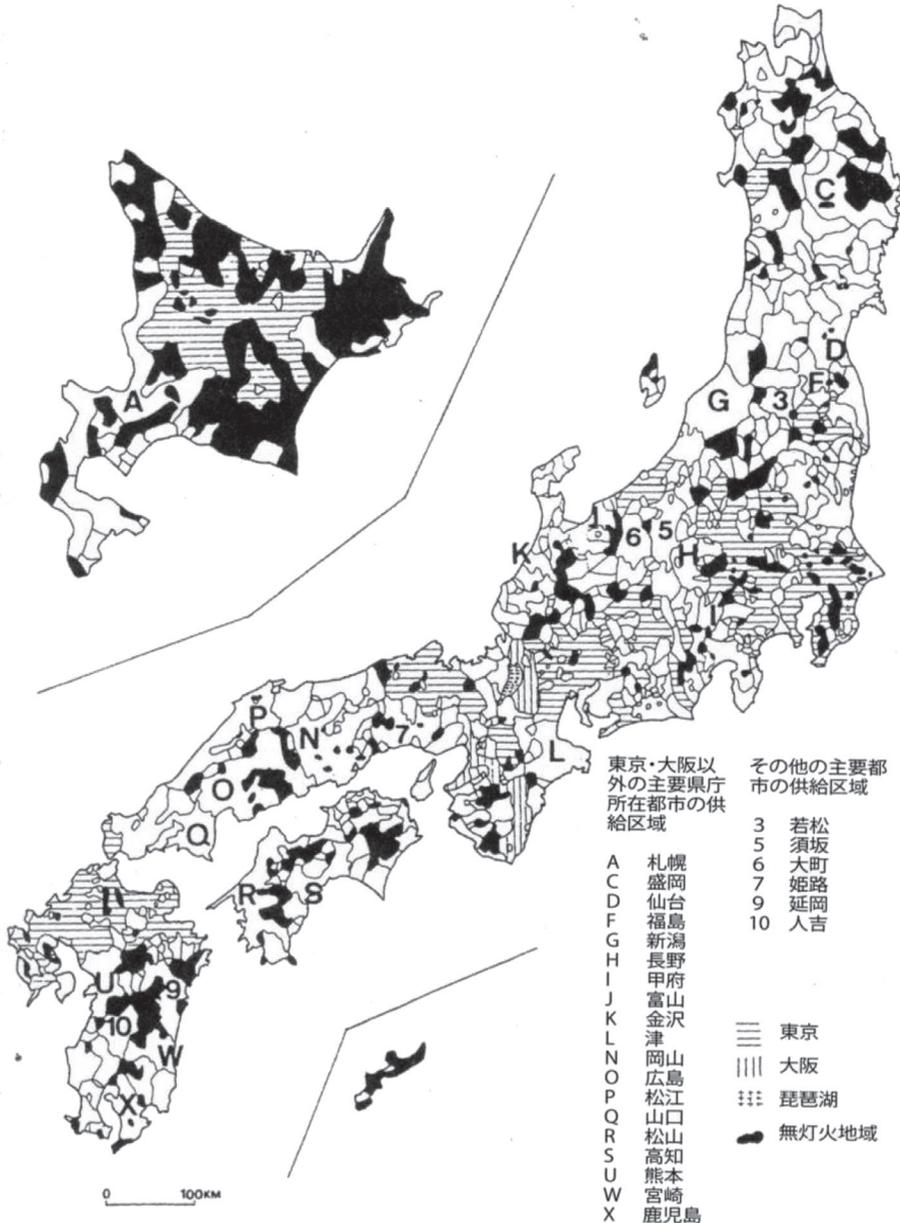


図5 1925年における主要都市の電灯電力供給区域

資料：『電力事業要覧』

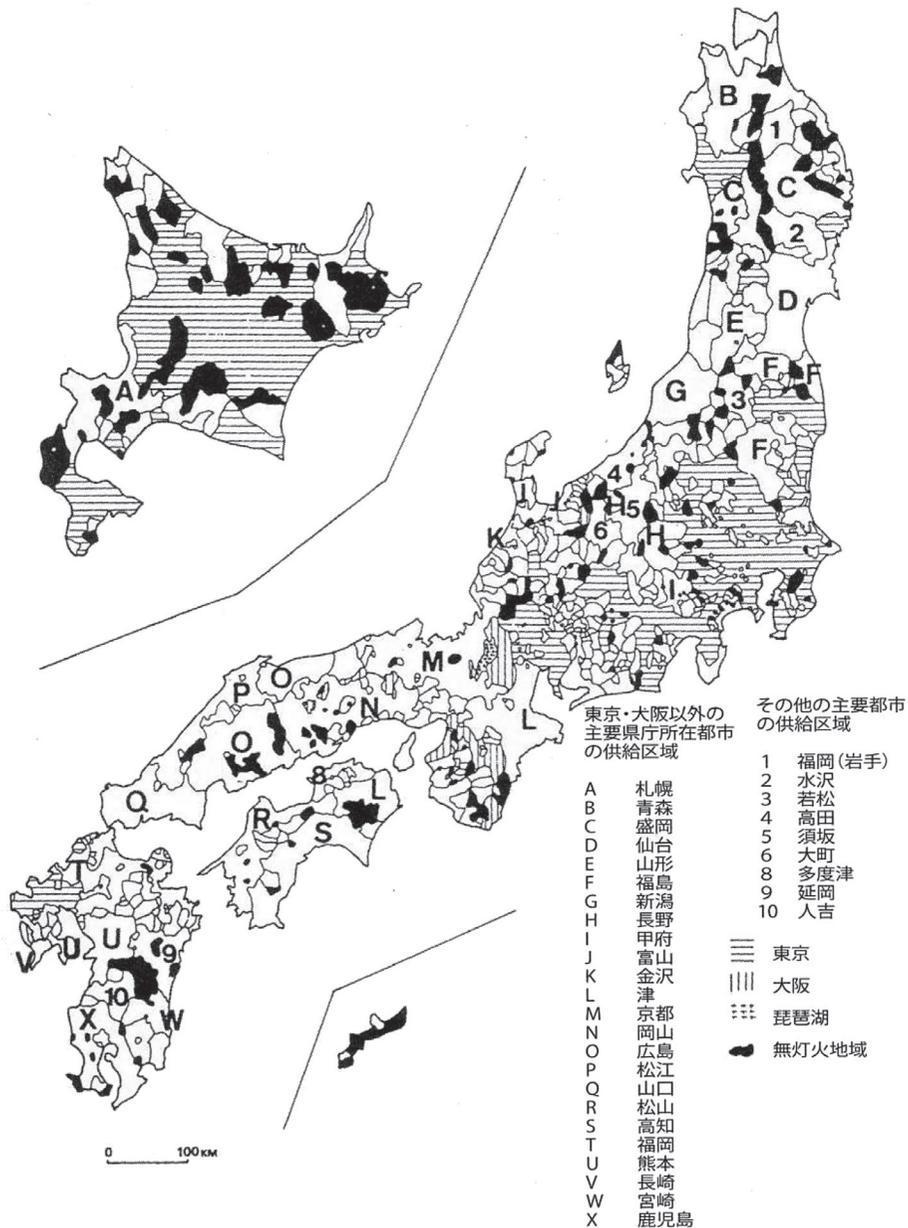


図6 1936年における主要都市の電灯電力供給区域

資料：『電力事業要覧』

区域の変遷を示したものである。1925年と比べて1936年ではさらに広い範囲に供給されるようになったことがわかる一方、東北・中国・九州地方のいくつかの県において電灯電

力供給区域が県域と一致するようになったことが注目される。多くの場合、その中心（電灯電力を供給する企業の本社所在地）が県庁所在都市であったことが重要である。

(3) 新聞社通信局の変遷

新聞社は販売区域の広狭によって、全国紙・広域紙・県域紙の3レベルに大きく分けられる。ここでは県域紙に絞って分析を行う。

新聞社というものの性格上、地方政治の中心地である県庁所在都市に本社を置くことの有利性はいうまでもない。したがって、県内の新聞社が合同していった結果、最終的に銀行の場合と同様、県庁所在都市に本社が設置される事例が多いが、そのタイプは大別して3つある。第1は県庁所在都市はもちろんのこと、県庁所在都市に対抗しうような勢力をもった都市にも有力な新聞社が存在していて、県内を分割しつつ競合していたが、結局は合同して県庁所在都市の1新聞社にまとまるもので、その典型的な県としては新潟県や長野県を挙げうる。これをタイプ(i)とする。

第2のタイプは、複数の新聞社が県内の複数の都市に存在するものの、県庁所在都市の新聞社が並はずれて大きく、他都市のものは比較にならないほど小さい場合である。そのために新聞社の合同とはいっても、県庁所在都市に本社を置く新聞社相互の合同が重要かつ問題で、合同後はますますその新聞社が県内において唯一最大の存在となる。これをタイプ(ii)とする。

第3のタイプは(i)のタイプに似ているが、(i)とは逆に、県庁所在都市の力及びそこに本社を置く新聞社の勢力が他都市より劣るために、新聞合同が県庁所在都市以外の都市主導で行われるケースである。この例はきわめて少ないが、山口県を挙げうる。これをタイプ(iii)とする。しかし、山口県の場合も、合同によって成立した新聞社は最終的には本社を下関から山口に移している。次に上記3タイプのうち、(i)について典型的な新潟県を取り上げて分析する。

新潟県における新聞社数は表1で示されるようにだいたい20前後で推移してきた。主な

本社所在都市は新潟、長岡、高田、柏崎であった。図7と図8は1925年と1935年のこれらの都市の新聞社通信局網を示したものである。

1925年において早くも新潟の通信局網は相当地に広い。これは新潟に本社を置く新聞社の

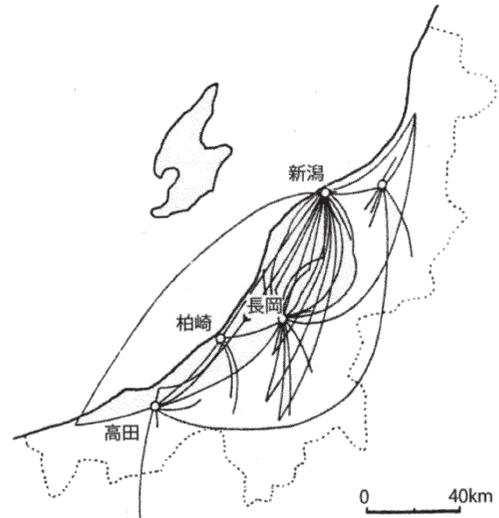


図7 1925年の新潟県における通信局網

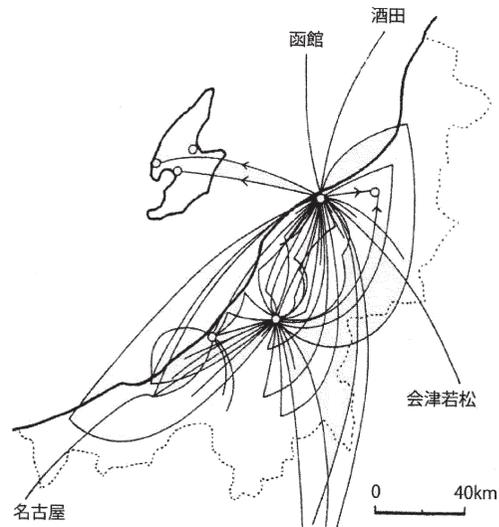


図8 1935年の新潟県における通信局網
(高田についてはデータなし)

全通信局網を総合したものであるが、既に県内で最大の通信局網を示している。

新潟県においては、1940年末から1941年にかけて新聞社の合同が相次いだ。合同は新潟、長岡、高田の各中心的都市を中心に行われた。すなわち、新潟においては新潟毎日新聞と新潟新聞の合同によって新潟日日新聞が誕生し、長岡においては北越新報が越佐新報を吸収し、柏崎日報を合同して新潟県中央新聞が誕生し、高田においても高田日報、高田新聞、高田毎日新聞、柏崎新聞の4紙が合同して上越新聞が誕生している。これらの合同はいずれも国策に協力したものであった。この結果、県下の新聞業界は大きく変わったわけだが、都市の面からみれば、柏崎の勢力が衰えたものの、新潟、長岡、高田においては、1つになった新聞社の勢力が明確になったわけである。

さらに1942年に、新潟日日新聞、新潟県中央新聞、上越新聞の3社が合同して、新潟日報という新会社が誕生する。このように、新潟県においては1930年代の後半までは、若干の変化（隣接県の主要都市にも通信局網が置かれたといったようなこと）はあるが、基本的に1920年代の状況が継続していたといってもよい。それが1940年になってまず地域単位で合同が始まり、その後わずか1年余で県単位の合同が成立して、県下の通信局網は新潟の新潟日報新聞によって一元化されたのである。

3業種は上述のように、草創期→発展期→

整理統合期という類似した経緯をたどってきた。そして、これを都市の側からみると県庁所在都市が県内で重要な地位を占めるようになってきたことを指摘することができる。次章では政策の推移とそれが斯業に与えた影響についてより詳しく述べていこう。

IV. 県庁所在都市の台頭と政策の影響

前章までの分析で、取り上げた3業種からみると、近代において県庁所在都市が台頭してきたことがわかる。ここではその要因を検討していきたい。

表2は1931年末の滋賀県における銀行の状況を示したものであるが、この当時、滋賀県では百三十三銀行（本店彦根）と八幡銀行（本店八幡）が二大有力銀行だったことがわかる。

この両行は1933年に2年越しの検討の結果、合同して滋賀銀行となり、本店を大津において営業を開始した。本店を大津に設置した滋賀銀行は、以来、蒲生、湖北、柏原、滋賀貯蓄などの諸銀行を次々に吸収した。その結果、大津は県内最大の支店網をもつ都市となったのである。

両行の合同については日本銀行京都支店長が発案し、合同のイニシアチブをとったようであるが、県知事も強い合同勧奨を行っている。

また、新銀行の本店を大津に設置することについては、両行の旧本店所在地たる彦根と八幡で激しい誘致合戦が展開されたが、結

表2 滋賀県における銀行の状況（1931年末）

	預金		貸出金		有価証券	
	千円	%	千円	%	千円	%
滋賀県内銀行総計	79,914	100.0	64,259	100.0	41,329	100.0
百三十三銀行	28,781	36.0	15,622	24.3	12,159	29.4
八幡銀行	27,493	34.4	13,769	21.4	13,330	32.3

資料：『滋賀銀行二十年史』pp.66～67.

局、大津に置かれることになった。上述の合同に対する勧奨や、県の公金の取り扱い変更命令における知事の権限などでもわかるように、県当局の役割と県庁所在都市の重要さが評価されたといえよう。

電灯電力供給会社の場合も既述したように、この時期、県庁所在都市（に本社を置く会社）が各県の中心となっていったが、その理由は銀行の場合と同じである。斯業独自のものとしては河川の水利権の問題がある。水力発電の比重が高かった時代において、水力電源地の利用の可否が重要であったことはいうまでもない。その許可権限は知事が持っていた。県当局の役割は重要である。

次に企業合同を勧告する知事の権限である。大臣あるいは逓信省の通牒は地方長官たる知事に発せられた。それに基づき知事は県内企業の合同を慫慂している。

その後、1938年の電力国家管理の関連4法案の成立によって電気事業の国家管理は実施段階に入り、1942年には完全に国の管理下に置かれる。その後紆余曲折を経て現在見られる広域の電力会社となる。

銀行の場合と同様、あるいはそれ以上に電力会社の統合においても、国策、つまり国の強い意志を確認できるが、実は国の意志のみによって既述の経緯が発生したわけではない。

新聞社の統合と県庁所在都市の台頭については新潟県を取り上げて述べたが、県知事の指導力を中心に少し詳しくみていこう。

新聞の統廃合は内務省警保局から地方長官に示達されたが、当県においても知事の命を受けた特高課長が県下の新聞の統廃合を斡旋指導している。合同は簡単には進まなかったが、1940年の段階では新潟県中央新聞・上越新聞・新潟日日新聞の3社の成立をみた。しかし、情勢は新潟県という1つの県において、3つもの新聞社を並存させることを許さず、結局、新潟日報という1つの新聞社にま

とまるわけだが、その経緯を『新潟日報二十五年史』は、「時局は県下における3紙の並存すら許さなかった。一県一紙の実現はまぬがれず、上記3社を統合する動きが登場する」⁴⁾と記している。そして、知事はいくつかの条件を出したが、そのうち①社名と紙名は知事に一任、②重役の数及び選任は知事に一任、③本社の所在地は新潟とする、の3点が重要である。

これに基づいて三社間で協議が行われ、昭和17年10月7日、中川特高課長にいきさ一任することで手を打ち、同9日に土居章平知事の裁定一任で承服し、12日の会合で、三社統合契約書が調印された。

その結果、新生新潟日報が誕生したわけである。この経緯をみてまず第一に気づくのは、知事、特高の強引ともいえる指導性の発揮であろう。反対することを許さなかった時局の状況とはいうものの、行政サイドの指導力の大きさに驚く。銀行や電力の再編成においてみられた知事の指導性が斯業においても同様にみられた。新会社の本社が新潟に置かれたのも当然といえよう。

V. おわりに

銀行、電力会社、新聞社を取り上げて、近代を対象として、それぞれ銀行支店網、電灯電力供給区域、新聞社通信局網の変遷を検討した。ここでまとめを行いたい。

上記の3業種を取り上げたのは、これらが重要な業種であると同時に企業の成長と再編成が都市や地域にどのように反映するかということを検討するのに好都合だったからである。各業種の分析結果については、それぞれ要約を記したので、ここでは総合的に重要な点を整理する。

第1点として、社会経済情勢の変化や国策によって再編成や支所の整理の必要性に迫られた各企業は、より大きな都市へその拠点を移すようになっていった。そのことが県庁所

在都市以上のレベルの都市へ機能が集中していった大きな理由であった。

第2点として、銀行、電灯電力会社、新聞社においては基本的に類似した変遷がみられた。それは草創期→発展期→整理期という過程を同じように辿ったことである。発展期には、これらの機能は各都市に広まっていったが、整理期には各地方、各県の有力都市、すなわち県庁所在地や地方の拠点的な都市へと各機能（を担う企業）は集中していき、現在につながる大きな枠組みができ上がっていったことを指摘できた。

以上の要因としては、①国策の存在、つまり国の意志とその実行の最前線としての地方長官（知事）の指導性の増大と、今回は言及しなかったが、②数次にわたる地方制度の改定によって知事の権限が強化されたこと。③県庁所在都市は県庁所在地であるがゆえに人口が多く、企業活動にとって好都合であったこと、があげられる。

（愛知教育大学）

〔注〕

- 1) 阿部和俊『近代日本の都市体系研究—経済の中核管理機能の地域的展開—』古今書院、2010。以下の図表の出所は本書を参照。
- 2) 新銀行法の目的は銀行経営の堅実化にあり、最も重要なポイントは最低資本金（500万円）を定めたことである。これによって弱小の銀行は一気に整理されることになった。
- 3) 1県1行主義とは行政指導上の姿勢を示す用語であって法律ではないが、その影響は大きなものがあつた。1933年頃一度緩和されるが、2・26事件を契機に準戦時体制へとむかうなかで金融統制の必要から、再びこの政策が採用される。
- 4) 新潟日報社史編集委員会編『新潟日報二十五年史』新潟日報社、1967、68頁。